

この事故により、転倒した乗客のうち2名が重傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故②

3月31日(水)午前10時58分頃、京都府の市道において、同府に営業所を置く乗合バスが乗客9名を乗せ運行中、交差点を青信号に従い発車したところ、座席を移動しようとしていた乗客1名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3) 乗合バスの車内事故③

4月1日(木)午前9時34分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客25名を乗せ第2通行帯を運行中、前方の第1通行帯で駐車していた乗用車が発進し当該バスの前方へ急に車線変更してきたため、乗用車との衝突を避けようと急ブレーキをかけたところ、車内で手すりに掴まり立っていた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4) 法人タクシーの死傷事故

3月30日(火)午前2時55分頃、山形県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、路上横臥者をはねた。

この事故により、路上横臥者が死亡した。

(5) 大型タンク車の転覆事故

3月28日(日)午前6時15分頃、栃木県的高速道路において、埼玉県に営業所を置く大型タンク車がLPGを積載して運行中、転覆しガードレール及び側壁に衝突した。この事故により、当該タンク車の運転者が死亡し、積載していたLPGの一部が漏えいした。

(6) 大型トラックの衝突事故

3月29日(月)午後2時59分頃、茨城県の県道において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、センターラインをはみ出してきた対向の軽乗用車と衝突した。この事故により、軽乗用車の運転者及び同乗者が死亡し、当該トラック運転者が軽傷を負った。

(7) トラクタ・セミトレーラの酒気帯び衝突事故

3月31日(水)午前10時頃、岐阜県の国道において、福井県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラがセンターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた軽乗用車と衝突した。

この事故により、軽乗用車の運転者が重傷、同乗者が軽傷を負った。

事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕さ

(2) 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

(新着情報)

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」(平成19年国土交通省告示第317号)を改正し、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照

(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)

[1] 日常点検の実施の方法

・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

[2] 定期点検(3ヶ月ごと)の実施の方法

・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

[3] 整備の実施の方法

- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化

2. スケジュール

公布：令和3年3月31日

施行：令和3年4月1日

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000266.html

(3) 路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について (理化学研究所)

(配信日 : R3. 3. 5)

理化学研究所は3月4日にホームページ上において、路線バスの換気シミュレーション結果を発表しました。

シミュレーションの結果から、

①路線バスの換気性能は高い(窓を閉めていても約3.5分、窓を5cm開けると約2.5分で換気。エアコンフィルタの能力向上により、窓開けしなくても約2分で換気可能。)

②運転者・乗客のマスクの着用の効果は極めて大きい。

ことが分かりました。

エアコンの防塵フィルタをエアロゾルフィルタに交換することで、真冬や真夏など窓を開けづらい季節でも窓開けと同じような換気ができることとなります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

(4) 第11回国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議を開催しました！
～船により輸出入されるコンテナを積載する車両の横転事故等防止に向けて～
(配信日 : R3. 3. 5)

国土交通省では、「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」により、国際海上コンテナの荷主、船社、取次事業者、ターミナルオペレーター、トラック事業者等の関係者と事故防止に関する情報共有や意見交換を行っております。この度、第11回国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議を開催しました。

○主な内容

- ・ R2年の国際海上コンテナの横転事故は5件に減少
- ・ トラック協会非加盟事業者へのアンケート結果
- ・ 安全輸送マニュアルの改訂により、33の積付例と気をつけるポイントを新たに追加

※会議資料については、下記リンク先の「第11回（令和3年3月3日）」をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000022.html

(5) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)

(配信日：R2. 11. 27)

今般、スーパーコンピュータ富岳を用いて、タクシーの車内における換気性能や飛沫拡散の状況についてシミュレーションが行われました。

シミュレーションの結果では、タクシーの換気性能は高いこと、運転者・乗客ともにマスク着用の効果は極めて大きいこと等が確認されました。

タクシー車内における感染防止対策については、今般のシミュレーションの結果を踏まえ、車内での感染を防止するために以下の取組を着実に実施いただきますようお願いいたします。

1. エアコンを「外気導入モード」に設定し、風量を通常レベル以上とすることにより、車内換気を徹底することとし、「内気循環モード」は車内での感染リスクを高める可能性があるため可能な限り利用を避けること。

なお、「外気導入モード」について乗客から苦情が寄せられる場合には、乗客の安全・健康を損なわないよう配慮しつつ、スーパーコンピュータ富岳のシミュレーションの結果等も踏まえ、「外気導入モード」による車内換気が有効であることを丁寧に説明して理解・協力を求めること。

2. 運転者又は乗客が咳をした場合の飛沫の飛散を防ぐため、運転者のマスク着用を徹底するとともに、乗客にもマスクの着用について理解・協力を求めること。

〈参考・スーパーコンピュータ富岳によるシミュレーション結果（理化学研究所ホームページ）〉

→ <https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

(6) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について
(再要請)

(配信日：R2. 5. 22)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」（通達）を発出し、事業者の皆様へ、特に以下の事項について周知徹底していただくよう、お願いしてきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は56件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。

また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています（速報ベース）。特に、5月に入り4件の事故が発生してい

・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

